

下関市景観まちづくり活動支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、下関市景観条例（平成22年条例第48号。）第19条の規定に基づき、景観まちづくり活動を行う者に対し、景観まちづくり活動支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、景観法（平成16年法律第110号）に定めるところによる。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)景観まちづくり活動 景観の保全、育成及び創出に関する課題等の把握若しくはその解決に向けた検討、取組み等を行う活動、又は景観に関する市民意識の醸成を図る活動
- (2)景観まちづくり団体 10人以上の者で構成され、その組織及び運営等に関する規約を有し、景観まちづくり活動等を行う団体をいう。

(補助金の交付対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、景観まちづくり団体（以下「補助団体」という。）の行う、景観まちづくり活動とする。

2 前項の規定のうち、次の各号のいずれかに該当するときは、原則として補助対象事業から除くものとする。

- (1)市、山口県その他公共団体又は公共的団体の補助金等の交付を受けている活動又は受ける見込みのある活動
- (2)先進地の視察、各種会議又は講演会への出席及び他の団体等との交流のみにとどまる活動
- (3)景観まちづくり活動と関係の薄い物品販売、発表会及び展示会等の活動

(4)その他補助することが適当でないと市長が認める活動

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち別表に定める経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額の2分の1以下の額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助対象事業に係る補助金の交付を申請しようとする団体等は、景観まちづくり活動支援補助金交付申請書（様式第1号）を市長に申請しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1)景観まちづくり活動計画書
- (2)景観まちづくり団体の規約
- (3)景観まちづくり団体の構成員の氏名及び住所
- (4)収支予算書
- (5)その他市長が必要と認めて指示する書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容について審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付決定をするものとする。

(交付の条件)

第8条 市長は、補助金の交付決定を行う場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(決定の通知)

第9条 市長は、第7条の規定により補助金の交付を決定したときは、景観まちづくり活動支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請した団体等に通知する。

2 市長は、第7条の規定による審査により、補助金の交付が適当でないと認めるときは、補助金を交付しない旨を実施団体に通知するものとする。

(事業の推進)

第10条 前条第1項の規定による補助金の交付決定通知を受けた実施団体は、適切に事業を推進しなければならない。

第11条 実施団体は、第9条第1項の規定による通知を受けた後に補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、書面により当該補助対象事業に係る補助金の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により申請が取り下げられたときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(補助対象事業の変更に係る承認の申請等)

第12条 実施団体は、補助対象事業の内容又は補助対象事業に要する経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ景観まちづくり活動支援補助金内容変更申請書（様式第3号）を市長に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、市長が当該変更を軽微な変更であると認めるときは、この限りでない。

2 実施団体は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助対象事業の実施が困難となったときは、遅滞なく、その理由及び当該補助対象事業の実施の状況を記載した書類を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

3 市長は、第1項の申請書の提出又は前項の書類の提出を受けた場合には、補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

4 前項の場合においては、第9条の規定を準用する。

(実績報告)

第13条 実施団体は、補助対象事業が完了したときは、その完了の日から起算して20日を経過した日又は当該会計年度のいずれか早い日までに、景観まちづくり活動支援補助金実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 景観まちづくり活動報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助対象経費の支払いを証する書類
- (4) その他市長が必要と認めて指示する書類

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出があった場合においては、その内容を審査し、又は必要に応じて行う現地調査の結果、補助対象事業が適切に実施されたと認めるときは、景観まちづくり活動支援補助金額確定通知書(様式第5号)で補助金の額を通知するものとする。

(是正のための措置)

第15条 市長は、前条の規定による審査の結果、補助対象事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助対象事業について、これに適合させるための措置をとるべきことを実施団体に対して指示することができる。

- 2 第13条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助対象事業等について準用する。

(補助金等の交付請求)

第16条 第14条の規定による通知を受けた実施団体は、補助金の交付を受けようとするときは、景観まちづくり活動支援補助金交付請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第17条 市長は、前条第1項の規定により請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、実施団体に当該請求額を交付するものとする。

(概算払)

第18条 市長は、補助対象事業の円滑な実施を図るため必要と認める場合は、第9条第1項の規定による通知に係る金額の範囲内で、実施団体の請求に基づき、概算払により補助金を交付することができる。

2 前項の規定による補助団体の申出は、概算払を必要とする理由を記した書類を市長に提出することによって行わなければならない。

3 実施団体は、市長が補助金の概算払を必要と認めたときは、景観まちづくり活動支援補助金概算払請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、概算払を行った補助金について、第14条の規定による確定した補助金の額をもって当該補助金の精算を行い、不足があるときはその請求及び交付については前2項の規定を準用し、過払いがあるときにあっては、速やかにその額を返還させるものとする。

(関係書類の整備等)

第19条 実施団体は、補助対象事業の実施状況及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類（市長が別に指示する書類を含む。以下同じ。）を整備し、当該補助対象事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しなければならない。

(補助金交付決定の取消し等)

第20条 市長は、実施団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金等の交付の決定の内容及びこれに付された条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。

(2) 虚偽その他不正な手段により、補助金交付決定を受けたとき。

- (3) 補助金等を他の用途に使用したとき。
 - (4) 前3号に定めるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。
 - (5) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、実施団体に対し期限を定めてその返還を命ずる。
- 3 前項の規定は第14条の規定による補助金の額の確定があった後においても適用する。

(財産の処分の制限)

第21条 実施団体は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助団体が補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合又は市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(質問、報告等、検査及び指示)

第22条 市長は、必要があると認めるときは、実施団体に対し質問をし、報告を求め、若しくは補助対象事業の実施に関し必要な指示をし、又は第19条の帳簿その他関係書類について検査をすることができる。

(補助金の流用の禁止)

第23条 実施団体は、交付を受けた補助金を他の用途に流用してはならない。

(補則)

第24条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前の下関市景観まちづくり活動支援補助金交付要綱に基づき交付を決定した補助金については、なお従前の例による。

(要綱の失効)

- 3 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、令和9年度以前の予算に係る補助金の取扱いについては、この要綱は、同日後もなおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年3月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月5日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年3月31日から施行する。

別表

区分	補助対象経費
報償費	講師・専門家等への謝礼等（高額謝礼並びに主催関係者及び補助団体構成員等への謝礼及び報酬を除く。）
旅費	交通費、通行料金等（補助対象事業外の日常活動並びに景観まちづくり団体の定例会、総会及び表彰式等の出席に要する交通費を除く。）
需用費	チラシ・ポスター・報告書等の印刷費、消耗品費、燃料費、飲料代（酒類を除く。）等（補助対象事業に使用したことを証明することが困難な経費を除く。）
役務費	翻訳・原稿料、通信運搬にかかる経費、保険料等（電話料金、ファクシミリ・インターネット通信料その他事業に使用したことを証明することが困難な経費を除く。）
使用料及び賃借料	会場及び車両の借上げ料等
原材料費	原材料費（補助対象事業に使用したことを証明することが困難な経費を除く。）

様式第1号（第6条関係）

景観まちづくり活動支援補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）下関市長

団体名称

所在地

代表者氏名

電話番号

景観まちづくり活動支援補助金の交付を受けたいので、下関市景観まちづくり活動支援補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 活動の目的及び内容
- 2 活動に要する経費 金 円
- 3 補助金交付申請額 金 円
- 4 活動予定期間 開始 年 月 日
完了 年 月 日
- 5 添付書類
 - （1）景観まちづくり活動計画書
 - （2）景観まちづくり団体の規約
 - （3）景観まちづくり団体の構成員の氏名及び住所
 - （4）収支予算書
 - （5）その他市長が必要と認めて指示する書類

様式第2号（第9条関係）

第 号
年 月 日

景観まちづくり活動支援補助金交付決定通知書

様

下関市長 印

年 月 日付けで申請のあった景観まちづくり活動支援補助金について、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 交付の条件

様式第3号（第12条関係）

景観まちづくり活動支援補助金内容変更申請書

年 月 日

（宛先）下関市長

団体の名称

代表者住所

氏名

電話番号

景観まちづくり活動支援補助金に係る活動の内容を変更したいので、下関市景観まちづくり活動支援補助金交付要綱第12条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 交付決定通知 年 月 日付け 第 号
- 2 交付決定額 金 円
- 3 変更内容 (変更前)
(変更後)
- 4 変更理由

様式第4号（第13条関係）

景観まちづくり活動支援補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）下関市長

団体の名称

代表者住所

氏名

電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた景観まちづくり活動支援補助金に係る事業を実施しましたので、下関市景観まちづくり活動支援補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 活動の内容

2 助成金交付決定額 金 円

3 活動開始年月日 年 月 日

4 活動完了年月日 年 月 日

- 5 添付書類
- （1）景観まちづくり活動報告書
 - （2）収支決算書
 - （3）補助対象経費の支払いを証する書類
 - （4）その他市長が必要と認めて指示する書類

様式第 5 号（第 14 条関係）

第 号
年 月 日

景観まちづくり活動支援補助金額確定通知書

様

下関市長 印

年 月 日付けで交付決定された景観まちづくり活動支援補助金について、下関市景観まちづくり活動支援補助金交付要綱第 14 条の規定により審査した結果、下記のとおり交付額を確定したので通知します。

記

1	交付確定額	金	円
2	既交付額	金	円
3	不足額（要請求額）	金	円
4	過払額（要返還額）	金	円

様式第6号（第16条関係）

景観まちづくり活動支援補助金交付請求書

金 _____ 円

これは、景観まちづくり活動支援補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

（宛先）下関市長

団体の名称

代表者住所

氏名

電話番号

振込先		
銀行	支店	預金種別 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
口座番号		
フリガナ		
口座名義		

様式第7号（第18条関係）

景観まちづくり活動支援補助金概算払請求書

金 _____ 円

これは、景観まちづくり活動支援補助金として、上記のとおり概算払を請求
します。

年 月 日

（宛先） 下関市長

団体の名称

代表者住所

氏名

電話番号

振込先			
銀行	支店	預金 種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
口座番号			
フリガナ			
口座名義			